

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	健康管理に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、健康管理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和8年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 【新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務[令和6年4月1日以降接種分]を含む】</p> <p>2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する事務、産後ケア事業の実施、子ども家庭センターの事業の実施を行う。</p> <p>3 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。</p> <p>4 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括支援事業に関する事務 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して切れ目のない支援を行う観点から、子ども子育て支援法に規定する妊婦支援給付金の支給と児童福祉法に規定する妊婦等包括支援事業による援助その他の支援とを効率的に組み合わせ実施することにより、妊婦中の身体的、精神的及び経済的支援を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合利用番号連携システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第9条第1項及び別表(第9条関係)14項、第70項、第111項、第126項、第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、95、96、139、153、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三田市 子ども・未来部子ども政策課 / 健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	三田市 子ども・未来部子ども政策課長 / 健康福祉部 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 子ども・未来部 子ども政策課 079-559-5709 兵庫県三田市川除675番地 三田市 健康福祉部 健康増進課 079-559-6155
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input checked="" type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 事務取扱者等への教育研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署(①部署)	三田市健康福祉部健康増進課	三田市福祉共生部健康推進室健康増進課	事後	組織改正後
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署(②所属長の役職名)	三田市健康福祉部健康増進課長 本 克巳	三田市福祉共生部健康推進室健康増進課長	事後	組織改正後
平成31年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市総務部総務課 079-559-5031	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市経営管理部行政管理室総務課 079-559-5031	事後	組織改正後
平成31年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ(連絡先)	三田市健康福祉部健康増進課 079-559-5701	兵庫県三田市川除675番地 三田市福祉共生部健康推進室健康増進課 079-559-5701	事後	組織改正後
令和1年6月17日	IV リスク対策	なし	追加	事後	組織改正後
令和2年1月31日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対して妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付、妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導、乳幼児健康診査、医療その他の措置等を行う。	2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。	事前	
令和2年1月31日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 項番17、18、19、56の2、70	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70	事前	
令和2年1月31日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。 3 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。 3 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。	事前	
令和2年1月31日	個人番号の利用(法令上の根拠)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一 項番10、49、76	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一 項番10、49、76、93の2	事前	
令和2年1月31日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70、115の2	事前	
令和2年1月31日	評価実施機関における担当部署(①部署)	三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課	三田市 子ども・未来部 子ども未来室長 すくすく子育て課 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課	事後	組織改正後
令和2年1月31日	評価実施機関における担当部署(②所属長の役職名)	三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課長	三田市 子ども・未来部 子ども未来室長 すくすく子育て課長 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課長	事後	組織改正後
令和2年1月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	兵庫県三田市川除675番地 三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課 079-559-6155	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 子ども・未来部 子ども未来室長 すくすく子育て課 079-559-5709 兵庫県三田市川除675番地 三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課 079-559-6155	事後	組織改正後
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70、115の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70、115の2	事後	法令改正に伴う変更
令和3年11月19日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。 2 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。) 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。 2 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。	事後	
令和3年11月19日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	三田市 子ども・未来部 子ども未来室長 すくすく子育て課 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課	三田市 子ども・未来部 子ども未来室 すくすく子育て課 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課	事後	
令和3年11月19日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	三田市 子ども・未来部 子ども未来室長 すくすく子育て課長 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課長	三田市 子ども・未来部 子ども未来室 すくすく子育て課長 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市子ども・未来部 子ども・未来室長 すくすく子育て課 079-559-5709 兵庫県三田市川除675番地 三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課 079-559-6155	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市子ども・未来部 子ども・未来室 すくすく子育て課 079-559-5709 兵庫県三田市川除675番地 三田市 福祉共生部 健康推進室 健康増進課 079-559-6155	事後	
令和3年11月19日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月19日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-1 事務の概要	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 【新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務[令和6年4月1日以降接種分]を含む】	事後	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特例臨時接種が終了し令和6年4月1日から定期接種となるため
令和6年4月1日	評価実施機関における担当部署(①部署)	三田市 子ども・未来部 子ども・未来室 すくすく子育て課 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課	三田市 子ども・未来部 子ども政策課 / 健康福祉部 健康増進課	事後	組織改正のため
令和6年4月1日	評価実施機関における担当部署(②所属長の役職名)	三田市 子ども・未来部 子ども・未来室 すくすく子育て課長 / 福祉共生部 健康推進室 健康増進課長	三田市 子ども・未来部 子ども政策課長 / 健康福祉部 健康増進課長	事後	組織改正のため
令和6年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031	事後	組織改正のため
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ(連絡先)	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 子ども・未来部 子ども・未来室 すくすく子育て課	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 子ども・未来部 子ども政策課 079-559-5709	事後	組織改正のため
令和6年4月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再評価のため
令和6年4月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再評価のため
令和7年5月27日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一 項番10、49、76、93の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表(第9条関係)14項、第70項、第111項、第126項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年5月27日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二 項番17、18、19、56の2、69の2、70、115の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、95、96、139、153の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年5月27日	II-1 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	再評価のため
令和7年5月27日	II-2 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	再評価のため
令和7年5月27日	I-9 規則第9条第2項の適用		—	事前	様式改定により追加
令和7年5月27日	IVリスク対策-8 人手を介在させる作業		—	事前	様式改定により追加
令和7年5月27日	IVリスク対策-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		従業者に対する教育・啓発十分である <判断の根拠> ① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。	事前	様式改定により追加
令和8年1月20日	I-1 事務の概要	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 【新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務[令和6年4月1日以降接種分]を含む】 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導を行う。 3 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。	1 予防接種に係る事務 予防接種法に基づく定期予防接種、及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、接種歴記録の作成と管理、委託料等の支払い事務、健康被害救済の給付等を行う。 【新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務[令和6年4月1日以降接種分]を含む】 2 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠届出の受理、保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊産婦の訪問指導又は勧奨、未熟児の訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する事務、産後ケア事業の実施、子ども家庭センターの事業の実施を行う。 3 健康増進事業に係る事務 健康増進法に基づき、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等、並びに結果に基づく保健指導を行う。 4 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括支援事業に関する事務 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して切れ目のない支援を行う観点から、子ども子育て支援法に規定する妊婦支援給付金の支給と児童福祉法に規定する妊婦等包括支援事業による援助その他の支援とを効率的に組み合わせ実施することにより、妊婦中の身体的、精神的及び経済的支援を行う。	事後	法令改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第9条第1項及び別表(第9条関係)14項、第70項、第111項、第126項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第9条第1項及び別表(第9条関係)14項、第70項、第111項、第126項、127項	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、95、96、139、153の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、95、96、139、153、155の項	事後	法令改正に伴う変更